



先行審査プラントの記載との比較表 (V-1-10-7 設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 (放射線管理施設))

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>設工認</u>に必要な設計の要求事項を, V-1-10-1「<u>設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書</u>」(以下「V-1-10-1」という。)の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・図書名称等の差異 (資料番号及び読み込み表現の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下比較欄の記載を省略する。)
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム, 放射線管理チーム, 原子炉設備チーム及び中央制御室チーム)</u> は, V-1-10-1 の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき, 設置許可基準規則, <u>安全審査指針</u>, 技術基準規則, <u>旧技術基準規則及び設置変更許可申請書</u>をインプットとして, 設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「放射線管理施設」を抽出するとともに, <u>それらのうち号機間で共用する設備を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その抽出した結果をアウトプットとして様式-2 に整理した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は, <u>工認プロジェクト (品質保証チーム) が取りまとめた様式-2</u>について, V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か, またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし, 承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織に係る体制の差異 (組織に係る体制の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下比較欄の記載を省略する。) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は号機間共用する設備を様式-2 で整理している。) ・差異なし
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム, 放射線管理チーム, 原子炉設備チーム及び中央制御室チーム)</u> は, V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計 1)」に基づき, 技術基準規則をインプットとして, <u>技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方及び技術基準規則の条文単位での適用を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その明確にした結果をアウトプットとして様式-3 に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> は, 様式-3 をイン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>プットとして、条文と施設の一覧に整理し、アウトプットとして様式-4に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム、放射線管理チーム、原子炉設備チーム及び中央制御室チーム）</u>は、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器に適用される技術基準規則の条項号及び条項号ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>は、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替えるとともに、<u>その整理した結果を</u>アウトプットとして<u>様式-5-1</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム、放射線管理チーム、原子炉設備チーム及び中央制御室チーム）</u>は、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>は、<u>その策定した結果を</u>アウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6に、要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム、放射線管理チーム、原子炉設備チーム及び中央制御室チーム）</u>は、基本設計方針をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な<u>設</u>工認書類との関連を<u>明確にし</u>、<u>工認プロジェクト（品質保証チーム）</u>は、<u>その明確にした結果を</u>アウトプットとして<u>様式-5-2</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。） ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う、使用する用語の差異（以下「新検査制度移行に伴う表現の差異」という。） ・表現上の差異 ・資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> が取りまとめた、様式-3、様式-4、<u>様式-5-1</u>、<u>様式-5-2</u>、様式-6 及び様式-7 について、V-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1、様式-5-2 として作成している。) 表現上の差異
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム、放射線管理チーム、原子炉設備チーム及び中央制御室チーム)</u> は、様式-2 で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している<u>様式-5-1</u>、<u>様式-5-2</u> 及び基本設計方針をインプットとして、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> は、その<u>詳細設計の結果</u>をアウトプットとして様式-8 の「工認設計結果 (要目表/設計方針)」欄に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-5 を様式-5-1、様式-5-2 として作成している。) 表現上の差異
		<p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、<u>保安管理グループマネージャ</u>に必要な検討を依頼した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、<u>工認プロジェクト (品質保証チーム)</u> が取りまとめた様式-8 の「工認設計結果 (要目表/設計方針)」欄について、<u>V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)」</u>で明記している<u>施設</u>ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの<u>二つの</u>観点で<u>レビューし、承認した</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異 (柏崎刈羽は、様式-8 の横軸を V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)」で作成した施設ごとの基本設計方針としている。 表現上の差異 (設計 2 をレビュー・承認していることを明確に記載した。)
		<p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。【 は、</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度移行に伴う表現の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>設工認書類との関連</u>)</p> <p>1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第 4 条 (設計基準対象施設の地盤), 第 49 条 (重大事故等対処施設の地盤) の適合に必要な設計を V-1-10-4 <u>「設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設」</u> (以下「V-1-10-4」という。) の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の地盤の設計」で実施した。 ・技術基準規則第 6 条 (津波による損傷の防止), 第 51 条 (津波による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第 7 条 (外部からの衝撃による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「6. 自然現象への配慮に関する設計」で実施した。 ・<u>技術基準規則第 8 条 (立ち入りの防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「7. 立ち入りの防止に係る設計」で実施した。</u> ・技術基準規則第 9 条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・<u>技術基準規則第 10 条 (急傾斜地の崩壊の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「3. 急傾斜地の崩壊の防止に関する設計」で実施した。</u> ・技術基準規則第 11 条 (火災による損傷の防止), 第 52 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・差異なし ・表現上の差異 ・差異なし ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は, 「放射線管理施設」として技術基準規則第 8 条に対する適合性を確認している。) ・差異なし ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は, 「放射線管理施設」として技術基準規則第 10 条に対する適合性を確認している。) ・表現上の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■ : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(火災による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第 12 条 (発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「10. 溢水による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第 13 条 (安全避難通路等) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。 ・技術基準規則第 78 条 (重大事故等対処施設の準用) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「18. 電気設備の設計」で実施した。 	<p>・表現上の差異</p> <p>・表現上の差異</p> <p>・差異なし</p>
		—	
		—	
		—	

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■ : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		—	
		—	
		<p>2. プロセスモニタリング設備に関する設計</p> <p>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、様式-2 で抽出したプロセスモニタリング設備として設計が必要な以下の「2.1」及び「2.2」の設備について、プロセスモニタリング設備に関する設計を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>2.1 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置</p> <p>2.1.1 格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W, S/C)</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、様式-2 で抽出した格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W, S/C) について、原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測するための装置の構成及び計測範囲に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・設備名称の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、基本設計方針、設備図書及び既工認をインプットとして、放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成を、構成図として取りまとめた。また、設計基準事故時及び重大事故等時に求められる計測範囲を明確にし、計測範囲の考え方として表にまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、構成図、計測範囲の考え方をまとめた表及び設備図書をインプットとして、格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W, S/C) が構成図及び表でまとめた考え方を満たすことを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異
		<p>工認プロジェクト (計測制御チーム) は、これらの結果をアウトプットとして設備仕様、設定根拠、放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料、配置図及び系統図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記、承認プロセスを分けて記載)
		<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は当該設備について代替電源設備からの受電に関する設計を行っていない。)
		<p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (計測</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (承認プロセス

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>制御チーム</u>が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u>は、<u>格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/W, S/C)</u>に関する設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>を分けて記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>a. 耐震評価</p> <p><u>工認プロジェクト (耐震チーム及び計測制御チーム)</u>は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】【放射線管理用計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面】<u>【放射線管理用計測装置の系統図】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>2.2 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を測定する装置</p> <p><u>2.2.1 燃料取替エリア排気放射線モニタ</u></p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u>は、様式-2で抽出した燃料取替エリア排気放射線モニタについて、外部電源が使用できない場合においても計測できる装置の構成に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u>は、基本設計方針、設備図書、既工認及びV-1-10-9「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 非常用電源設備」(以下「V-1-10-9」という。)の「2.1 非常用発電装置」において工認プロジェクト (電源設備チーム)が設計した結果をインプットとして、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系から給電できる電源構成について、電源系統図として</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム）は、電源系統図及び設備図書をインプットとして、燃料取替エリア排気放射線モニタが非常用所内電源系から給電できることを確認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム）は、これらの結果をアウトプットとして放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（計測制御チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、燃料取替エリア排気放射線モニタに関する設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異
		<p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>a. 耐震評価</p> <p><u>工認プロジェクト（耐震チーム及び計測制御チーム）は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p>【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p>2.2.2 原子炉区域換気空調系排気放射線モニタ</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム）は、様式-2で抽出した原子炉区域換気空調系排気放射線モニタについて、外部電源が使用できない場合においても計測できる装置の構成に関する設計を以下に示すとおり実施した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム）は、基本設計方針、設備図書、既工認及びV-1-10-9の「2.1 非常用発電装置」</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>において工認プロジェクト（電源設備チーム）が設計した結果をインプットとして、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系から給電できる電源構成について、電源系統図として取りまとめた。</u></p>	
		<p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム）は、電源系統図及び設備図書をインプットとして、原子炉区域換気空調系排気放射線モニタが非常用所内電源系から給電できることを確認した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>工認プロジェクト（計測制御チーム）は、これらの結果をアウトプットとして放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（計測制御チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、原子炉区域換気空調系排気放射線モニタに関する設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト（耐震チーム及び計測制御チーム）は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p>2.2.3 フィルタ装置出口放射線モニタ</p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p>(1) 設備仕様に係る設計 <u>工認プロジェクト（計測制御チーム）は、様式-2で抽出したフィルタ装置出口放射線モニタについて、格納容器圧力</u></p>	<p>・設備構成の差異 ・表現上の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>逃がし装置出口の線量当量率を計測するための装置の構成及び計測範囲に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、設備図書、設置変更許可申請書及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成を、構成図として取りまとめた。また、重大事故等時に求められる計測範囲を明確にし、計測範囲の考え方として表にまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、構成図、計測範囲の考え方をまとめた表及び設備図書をインプットとして、フィルタ装置出口放射線モニタが構成図及び表でまとめた考え方を満たすことを確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして設備仕様、設定根拠、放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料、配置図及び系統図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・設備構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記、承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、様式-2 で抽出したフィルタ装置出口放射線モニタについて、外部電源が使用できない場合においても計測できる装置の構成に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、設備図書、設置変更許可申請書、設置変更許可時の設計資料並びに V-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」及び「2.2 直流電源設備及び計測制御用電源設備」において <u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> が設計した結果をインプットとして、外部電源が使用できない場合においても常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電できる電源構成について、電源系統図として取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、電源系統図及び</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・インプットの差異 ・表現上の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>設備図書をインプットとして、フィルタ装置出口放射線モニタが常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電できることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記, 承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料、及び原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、フィルタ装置出口放射線モニタに関する設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト (耐震チーム及び計測制御チーム)</u> は、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書】【放射線管理用計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面】【放射線管理用計測装置の系統図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
<p>2.2.4 耐圧強化ベント系放射線モニタ (1) 設備仕様に係る設計 <u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、様式-2 で抽出した耐圧強化ベント系放射線モニタについて、重大事故等時における放射性物質排出時の排出経路の線量当量率を測定するための装置の構成及び計測範囲に関する設計を以下に示す</p>			


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>とおりに実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、設備図書、設置変更許可申請書及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成を、構成図として取りまとめた。また、重大事故等時に求められる計測範囲を明確にし、計測範囲の考え方として表にまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、構成図、計測範囲の考え方をまとめた表及び設備図書をインプットとして、耐圧強化ベント系放射線モニタが構成図及び表でまとめた考え方を満たすことを確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして設備仕様、設定根拠、放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料、配置図及び系統図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・差異なし ・資料構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記、承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、様式-2 で抽出した耐圧強化ベント系放射線モニタについて、外部電源が使用できない場合においても計測できる装置の構成に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、設備図書、設置変更許可申請書、設置変更許可時の設計資料並びに V-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」及び「2.2 直流電源設備及び計測制御用電源設備」において <u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> が設計した結果をインプットとして、外部電源が使用できない場合においても <u>常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備</u> から給電できる電源構成について、<u>電源系統図</u>として取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、<u>電源系統図</u>及び</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・インプットの差異 ・設備構成の差異 ・表現上の差異 ・資料構成の差異 ・インプットの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>設備図書をインプットとして、耐圧強化ベント系放射線モニタが常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電できることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料、及び原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記、承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、耐圧強化ベント系放射線モニタに関する設計のうち、健全性に係る「<u>多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散</u>」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健全性に係る対象項目の差異
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト (耐震チーム及び計測制御チーム)</u> は、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】【<u>原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書</u>】【放射線管理用計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面】【<u>放射線管理用計測装置の系統図</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>3. エリアモニタリング設備に関する設計 <u>工認プロジェクト (放射線管理チーム及び計測制御チーム)</u> は、様式-2 で抽出したエリアモニタリング設備として設計が必要な以下の「3.1」及び「3.2」の設備について、エリアモニタリング設備に関する設計を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p><u>3.1 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の設計</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>3.1.1 可搬型エリアモニタ</u></p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、様式-2 で抽出した<u>可搬型エリアモニタ</u>について、放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成及び計測範囲に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成を、構成図として取りまとめた。また、重大事故等時に求められる計測範囲を明確にし、計測範囲の考え方として表にまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、構成図、計測範囲の考え方をまとめた表及び設備図書をインプットとして、<u>可搬型エリアモニタ</u>が構成図及び表でまとめた考え方を満たすことを確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして<u>設備仕様、設定根拠、放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料及び構造図</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・設備名称の差異 ・資料構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記、承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト (放射線管理チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、<u>可搬型エリアモニタ</u>に関する設計のうち、<u>健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」</u>、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>a. 耐震評価</p> <p><u>工認プロジェクト (耐震チーム及び共通パートチーム)</u></p> <p>は、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】【<u>構造図</u>】</p>	<p>・資料構成の差異</p>
		<p>3.1.2 可搬型モニタリングポスト</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、<u>様式-2</u> で抽出した可搬型モニタリングポストについて、<u>放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成及び計測範囲に関する設計を「5.1 可搬型モニタリングポスト」で実施した。</u></p>	<p>・表現上の差異 (エリアモニタリング設備としての記載)</p>
		<p>3.2 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置</p> <p>3.2.1 <u>燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ</u></p>	<p>・設備名称の差異</p>
		<p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、<u>様式-2</u> で抽出した<u>燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ</u>について、外部電源が使用できない場合においても計測できる装置の構成に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、設備図書、既工認及びV-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」において<u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> が設計した結果をインプットとして、外部電源が使用できない場合においても<u>非常用所内電源系</u>から給電できる電源構成について、電源系統図として取りまとめた。</p>	<p>・設備名称の差異</p> <p>・表現上の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、電源系統図及び設備図書をインプットとして、<u>燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ</u>が非常用所内電源系から給電できることを確認した。</p>	<p>・設備名称の差異</p>
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして<u>放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<p>・表現上の差異 (アウトプットの明記, 承認プロセスを分けて記載)</p>
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<p>・表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)</p>
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、<u>燃料貯蔵プールエリア放射線モニタ</u>に関する設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>・設備名称の差異</p>
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト (耐震チーム)</u> は、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>3.2.2 <u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ, 高レンジ)</u> (1) 設備仕様に係る設計 <u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、様式-2 で抽出した<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ, 高レンジ)</u> について、放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成及び計測範囲に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<p>・設備名称の差異 ・設備名称の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、<u>設備図書</u>、<u>設置変更許可申請書及び設置変更許可時の設計資料</u>をインプットとして、放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成を、構成図として取りまとめた。また、重大事故等時に求められる計測範囲を明確にし、計測範囲の考え方として表にまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、構成図、計測範囲の考え方をまとめた表及び設備図書をインプットとして、<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ, 高レンジ)</u> が構成図及び表でまとめた考え方を満たすことを確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして<u>設備仕様</u>、<u>設定根拠</u>、<u>放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料及び配置図</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・設備名称の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記, 承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、様式-2 で抽出した<u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ, 高レンジ)</u> について、外部電源が使用できない場合においても計測できる装置の構成に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、基本設計方針、<u>設備図書</u>、<u>設置変更許可申請書</u>、<u>設置変更許可時の設計資料並びに V-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」及び「2.2 直流電源設備及び計測制御用電源設備」</u>において<u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> が設計した結果をインプットとして、外部電源が使用できない場合においても常設代替直流電源設備又は<u>可搬型直流電源設備</u>から給電できる電源構成について、電源系統図として取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は、電源系統図及び設備図書をインプットとして、<u>使用済燃料貯蔵プール放射線</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・表現上の差異 ・設備名称の差異 ・設備名称の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>モニタ (低レンジ, 高レンジ)</u> が常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から給電できることを確認した。</p>	<p>・表現上の差異 (アウトプットの明記, 承認プロセスを分けて記載)</p>
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> は, これらの結果をアウトプットとして放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料に取りまとめた。</p>	
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は, <u>工認プロジェクト (計測制御チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし, 承認した。</p>	<p>・表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)</p>
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は, <u>使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ (低レンジ, 高レンジ)</u> に関する設計のうち, 健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>・表現上の差異</p>
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト (耐震チーム及び計測制御チーム)</u> は, 耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】【放射線管理用計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面】</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>—</p>	

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		—	
		—	
		—	
		—	

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>4. 固定式周辺モニタリング設備に関する設計</p> <p>4.1 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、様式-2 で抽出したモニタリングポストについて、設備の共用、データ伝送系は多様性を有すること、電源は <u>5 号機の常用所内電源系</u>、専用の無停電電源装置、<u>代替交流電源設備であるモニタリングポスト用発電機</u> から給電するための装置の構成に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・設備構成の差異
		<p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、基本設計方針、<u>設置変更許可時の設計資料</u>、既工認及び V-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」において <u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> が設計した結果をインプットとして、<u>有線又は無線</u> で多様性を有する伝送、<u>無停電電源装置</u> からの給電、重大事故等時における <u>モニタリングポスト用発電機</u> からの給電に必要な装置の構成を、構成図として取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 ・設備構成の差異
		<p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、構成図、<u>設置変更許可時の設計資料</u> 及び既工認をインプットとして、<u>モニタリングポスト</u> が構成図でまとめた考え方を満たすことを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異
		<p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして <u>放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料</u> に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記、承認プロセスを分けて記載)
			<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は今回の申請においてモニタリングポストの健全性に係る設計を行っていない。)

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト（放射線管理チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（承認プロセスを分けて記載）
		<p>【要目表】【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>5. 移動式周辺モニタリング設備に関する設計 <u>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、様式-2 で抽出した移動式周辺モニタリング設備として設計が必要な以下の「5.1」及び「5.2」の設備について、移動式周辺モニタリング設備に関する設計を行った。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p><u>5.1 可搬型モニタリングポスト</u> <u>5.1.1 設備仕様に係る設計</u> <u>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、様式-2 で抽出した可搬型モニタリングポストについて、放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成及び重大事故等時における放射線量を測定するための計測範囲に関する設計を以下に示すとおり実施した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、放射線を検出し計測値を記録するために必要な装置の構成を、構成図として取りまとめた。また、重大事故等時に求められる計測範囲を明確にし、計測範囲の考え方として表にまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、構成図、計測</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・表現上の差異 ・インプットの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>範囲の考え方をまとめた表及び設置変更許可時の設計資料を インプットとして、可搬型モニタリングポストが構成図及び 表でまとめた考え方を満たすことを確認した。</p> <p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、これらの結果 をアウトプットとして設備仕様, 設定根拠, 放射線管理用計 測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作 範囲に関する設計資料, 配置図及び構造図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・資料構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプット の明記, 承認プロセスを分け て記載)
		<p>放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト (放 射線管理チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承 認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (承認プロセ スを分けて記載)
		<p>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、可搬型モニタ リングポストに関する設計のうち、健全性に係る「多重性又 は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV -1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>5.1.2 各機器固有の設計 (1) 耐震評価 工認プロジェクト (耐震チーム及び共通パートチーム) は、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関 する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【放 射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及 び警報動作範囲に関する説明書】【放射線管理用計測装置の 検出器の取付箇所を明示した図面】【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>—</p>	

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>5.2 可搬型放射線計測装置</p> <p>5.2.1 設備仕様に係る設計</p> <p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、様式-2 で抽出したサーベイメータ等の移動式周辺モニタリング設備について、重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射線量及び放射性物質の濃度（空气中，水中，土壤中）の測定に関する設計（装置の構成，計測範囲）を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異
		<p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、放射線を検出するために必要な装置の構成を構成図として取りまとめた。また、重大事故等時に求められる計測範囲を明確にし、計測範囲の考え方として表にまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、構成図，計測範囲の考え方をまとめた表及び設備図書をインプットとして、サーベイメータ等の移動式周辺モニタリング設備が構成図及び表でまとめた考え方を満たすことを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異
		<p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、これらの結果をアウトプットとして設備仕様，設定根拠，放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料，配置図及び構造図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異 ・表現上の差異（アウトプットの明記，承認プロセスを分けて記載）
		<p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、様式-2 で抽出した小型船舶について、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、発電所の周辺海域における移動方法として、海上モニタリングに使用できる設計となっていることを確認し、その結果をアウトプットとして放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（アウトプットの明記）
		<p>放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト (放</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>射線管理チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	
		<p>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、サーベイメータ等の移動式周辺モニタリング設備に関する設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>・表現上の差異</p>
		<p>5.2.2 各機器固有の設計 (1) 耐震評価 工認プロジェクト (耐震チーム及び共通パートチーム) は、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】【放射線管理用計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面】【構造図】</p>	<p>・資料構成の差異</p>
		<p>—</p>	

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		—	
		—	
		—	
		6. 放射線管理用計測装置の計測結果の表示，記録の保存に関する設計 <u>工認プロジェクト（計測制御チーム及び放射線管理チーム）</u> は，様式-2で抽出した，設計基準対象施設の計測結果について，記録の保存が必要な計測装置の計測結果を表示，記録，保存に関する設計（装置の構成）及び重大事故等対処設備の計測結果を表示，記録，保存に関する設計（装置の構	・表現上の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>成) を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム及び放射線管理チーム)</u> は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録、保存に関する設計を、詳細設計方針 (装置の構成) にまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム及び放射線管理チーム)</u> は、詳細設計方針 (装置の構成) 及び設備図書をインプットとして、<u>放射線管理用計測装置</u>が詳細設計方針 (装置の構成) を満たすことを確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム及び放射線管理チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして<u>放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲</u>に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差異なし ・ 表現上の差異 ・ 表現上の差異 (アウトプットの明記、承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (計測制御チーム及び放射線管理チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)
		<p>【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差異なし
		<p>7. 重大事故等時の気象観測に関する設計</p> <p>7.1 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、様式-2 で抽出した可搬型気象観測設備について、風向、風速その他の気象条件を測定するための装置の構成に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、風向、風速その他の気象条件を測定するための装置の構成及び配置に関する設計を実施し、<u>配置図及び構造図</u>にまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現上の差異 ・ インプットの差異 ・ 資料構成の差異 ・ 設計プロセスの差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、<u>構造図、配置図及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、可搬型気象観測装置が取りまとめた構造図及び配置図どおりとなっていることを確認し、アウトプットとして放射線管理用計測装置の構成に関する設計資料並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する設計資料、配置図及び構造図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異
		<p><u>放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト (放射線管理チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、重大事故等時の<u>気象観測に関する設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」</u>で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>7.2 各機器固有の設計 7.2.1 耐震評価 <u>工認プロジェクト (耐震チーム及び共通パートチーム)</u> は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>【放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書】【環境測定装置 (放射線管理用計測装置に係るものを除く。) の取付箇所を明示した図面】【環境測定装置 (放射線管理用計測装置に係るものを除く。) の構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異
		<p>8. 出入管理設備に関する設計 <u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、重大事故等時の中央制御室及び緊急時対策所への汚染持ち込みの防止についての設備構成に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、基本設計方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし インプットの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、重大事故等時の中央制御室及び緊急時対策所への汚染の持ち込みの防止に関する設備構成に関する設計として、汚染の持ち込みを防止するためのチェン징ングエリアの設置場所及び配置を詳細設計方針にまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、詳細設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、出入管理設備が詳細設計方針を満たすことを確認した。</p> <p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、これらの結果をアウトプットとして管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト (放射線管理チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記, 承認プロセスを分けて記載) ・表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)
		<p>【管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>9. 可搬型放射能測定装置及び環境試料分析装置に関する設計</p> <p>9.1 設備仕様に係る設計</p> <p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、様式-2 で抽出したサーベイメータ等の可搬型放射能測定装置について、放射性物質の濃度を測定するための環境試料の種類 (空気中, 水中, 土壌中) を踏まえた使用する装置の種類を選定, 測定方法及び保管に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、使用する装置に関する構成及び計測範囲に関する設計を「5.2 可搬型放射線計測装置」に示すとおり実施し、環境試料を踏まえた放射性物質の濃度を測定するための装置の種類を選定, 測定方法及び装置の保管について詳細設計方針にまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の差異 ・表現上の差異

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、詳細設計方針及び設備図書をインプットとして、可搬型放射能測定装置及び環境試料分析装置が詳細設計方針を満たすことを確認した。</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、これらの結果をアウトプットとして<u>管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・表現上の差異 (アウトプットの明記, 承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト (放射線管理チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)
		<p>【管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>10. 中央制御室及び緊急時対策所の居住性に関する設計</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム, 原子炉設備チーム及び放射線管理チーム)</u> は、様式-2 で抽出した中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所として設計が必要な以下の「10.1」及び「10.2」の設備について、中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所に関する設計を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・表現上の差異
		<p>10.1 中央制御室</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム, 原子炉設備チーム及び放射線管理チーム)</u> は、中央制御室の居住性に関する設計として、以下の「10.1.1」～「10.1.4」に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>10.1.1 居住性を確保するための防護措置の決定</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、基本設計方針及びV-1-10-5「<u>設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 計測制御系統施設</u>」(以下「V-1-10-5」という。)の「11.2.4 居住性の確保」に示す各設備の詳細設計方針をイ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>ンプットとして、居住性を確保するための防護措置を決定した。</p>	
		<p><u>10.1.2</u> 居住性の確保に関する設備設計 <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム, 原子炉設備チーム及び放射線管理チーム)</u> は、居住性の確保に関する設備設計について、以下の「<u>(1)</u>」～「<u>(5)</u>」に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p><u>(1)</u> 換気設備 <u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び放射線管理チーム)</u> は、中央制御室の居住性を確保するための換気設備に必要な設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p><u>a.</u> 設備仕様に係る設計 <u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム)</u> は、<u>基本設計方針及び設備図書をインプットとして、中央制御室換気設備の系統構成に関する設計を実施し、アウトプットとして系統図に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u> は、<u>設工認</u>に必要な設計を行うための<u>仕様書</u>を作成し、<u>V-1-10-1</u> の「<u>3.6 設工認</u>における調達管理の方法」に基づく調達管理を実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム)</u> は、<u>設備技術グループマネージャが行った</u>調達の中で供給者に対し、様式-2で抽出した中央制御室換気設備に関する設計の実施を要求した。</p> <p>供給者は、<u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム)</u>からの要求を受けて、基本設計方針、既工認及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、中央制御室換気設備に関する設計を実施し、<u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム)</u>に基本設計方針の要求を満たす設計となっていることの<u>確認を受け</u>、アウトプットとして設備仕様、設定根拠、構造図及び配置図に取りまとめ、<u>その結果を業務報告書として</u>当社に提出した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・差異なし ・インプットの差異 ・設計プロセスの差異 ・表現上の差異 ・資料構成の差異


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針、「10.1.1 居住性を確保するための防護措置の決定」の結果及び業務報告書をインプットとして、中央制御室換気設備に関する設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様、中央制御室の居住性に関する設計資料、配置図及び構造図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異（アウトプットの明記）
		<p><u>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、設備図書をインプットとして、中央制御室陽圧化換気空調系の系統構成に関する設計を実施し、アウトプットとして系統図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異
		<p><u>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し、様式-2で抽出した中央制御室陽圧化換気空調系の設備に関する設計の実施を要求した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異
		<p><u>供給者は、工認プロジェクト（放射線管理チーム）からの要求を受けて、基本設計方針、設置変更許可時の設計資料及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、中央制御室陽圧化換気空調系の設備に関する設計を実施し、工認プロジェクト（放射線管理チーム）に基本設計方針の要求を満たす設計となっていることを確認を受け、アウトプットとして設備仕様に取りまとめ、その結果を業務報告書として当社に提出した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（放射線管理チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異
		<p><u>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、基本設計方</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>針, 設置変更許可時の設計資料, 「10.1.1 居住性を確保するための防護措置の決定」の結果及び業務報告書をインプットとして, 中央制御室陽圧化換気空調系の設備に関する設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し, その結果をアウトプットとして設備仕様, 設定根拠, 中央制御室の居住性に関する設計資料, 配置図及び構造図に取りまとめた。</u></p>	<p>・表現上の差異 (承認プロセスは後段で記載)</p>
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は, 中央制御室の居住性を確保するための換気設備に必要な設計のうち, 健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」, 「悪影響防止等」, 「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>b. 各機器固有の設計 (a) 耐震評価 <u>工認プロジェクト (耐震チーム及び共通パートチーム)</u> は, 耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>(b) 強度評価 <u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム及び放射線管理チーム)</u> は, 強度評価をV-1-10-4 の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<p>・表現上の差異</p>
		<p>(c) 電源供給に関する設計 <u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は, 基本設計方針及びV-1-10-9 の「2.1 非常用発電装置」において<u>工認プロジェクト (電源設備チーム)</u> が設計した結果をインプットとして, <u>中央制御室陽圧化換気空調系の設備</u>の電源について, <u>常設代替交流電源設備</u>からの給電が可能な設計であることを確認した。</p>	<p>・表現上の差異 ・設備構成の差異</p>
		<p>(2) 生体遮蔽装置 <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は, 中央制御室の居住性を確保するための生体遮蔽装置</p>	<p>・差異なし</p>

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		に必要な設計を以下に示すとおり実施した。	
		<p>a. 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、生体遮蔽装置に係る設備仕様に関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、様式-2 で抽出した生体遮蔽装置について、基本設計方針、「10.1.1 居住性を確保するための防護措置の決定」の結果、既工認及び設備図書をインプットとして、中央制御室の生体遮蔽装置の仕様を整理し、これらの結果をアウトプットとして設備仕様、<u>原子炉格納容器の設計条件に関する設計資料</u>、構造図及び配置図に取りまとめた。</p>	<p>・差異なし</p> <p>・表現上の差異 (アウトプットの明記)</p>
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、中央制御室の居住性を確保するための生体遮蔽装置に必要な設計のうち、<u>健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」</u>、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>b. 各機器固有の設計</p> <p>(a) 耐震評価</p> <p><u>工認プロジェクト (耐震チーム及び放射線管理チーム)</u> は、耐震評価をV-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>(3) 照明</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、<u>乾電池内蔵型照明 (ランタンタイプ)</u>に係る設計をV-1-10-5 の「11.2.4(3) 照明」で実施した。</p>	<p>・設備名称の差異</p>
		<p>(4) <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u></p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>に係る設計をV-1-10-5 の「11.2.4(4) <u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>」で実施した。</p>	<p>・設備名称の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>(5) 中央制御室チェンジングエリア <u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、チェンジングエリアに係る設計を「8. 出入管理設備に関する設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>10.1.3 居住性に関する評価 <u>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、「10.1.2 居住性の確保に関する設備設計」を踏まえた居住性に関する評価として、以下の「(1)」及び「(2)」に示すとおり実施した。</p>	<p>・表現上の差異</p>
		<p>(1) 被ばく評価並びに放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価 <u>設備技術グループマネージャ及び原子炉安全技術グループマネージャ</u> は、被ばく評価並びに生体遮蔽装置の放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価に関する解析を調達するための <u>仕様書</u> を作成し、V-1-10-4 の「1. 設計に係る解析業務の管理」に <u>基づく</u> 調達管理を実施した。</p> <p><u>原子炉安全技術グループマネージャ</u> は調達の中で供給者に対し、<u>また、工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、<u>設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し</u>、設計基準事故時については「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について (内規)」(以下「被ばく評価手法 (内規)」という。)に基づき、<u>炉心の著しい損傷が発生した場合については「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」</u>(以下「<u>審査ガイド</u>」という。)を参考とし、換気設備及び生体遮蔽装置の設備に関する情報を踏まえた解析条件を設定し、解析を行うよう要求した。</p> <p>供給者は、<u>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> からの要求を受けて、当社から供給者に提供した解析に必要な情報 (発電所で収集している当社が所有する気象データ、試験結果を踏まえ設定した中央制御室内への空気流入率、運転員</p>	<p>・表現上の差異</p> <p>・設計プロセスの差異 (調達形態の差異)</p> <p>・表現上の差異 (炉心の著しい損傷が発生した場合における中央制御室の居住性に係る被ばく評価は、審査ガイドに基づき実施していることを明記した。)</p> <p>・差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>の交代要員体制及びマスクの着用並びに評価点の位置及び滞在時間) 及び供給者が所有する適用可能な図書をインプット情報として整理し、解析条件として表に取りまとめた。</p>	
		<p>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト(中央制御室チーム及び放射線管理チーム) は、供給者と協議のうえ、インプット情報を基に以下の「a.」及び「b.」に示すとおり評価方針を定めた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>a. 被ばく評価方針及び放射線の遮蔽評価方針 (a) 評価事象の選定 原子炉安全技術グループマネージャは、被ばく評価手法(内規) 及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」をインプットとして、評価事象の選定に関する方針を定めた。</p>	<p>・記載の適正化</p>
		<p>(b) 被ばく経路の選定 原子炉安全技術グループマネージャは、被ばく評価手法(内規)、審査ガイド及び試験結果を踏まえ設定した中央制御室内への空気流入率及び運転員の交代要員体制をインプットとして、中央制御室内及び入退域時の被ばく経路の選定に関する方針を定めた。</p>	<p>・表現上の差異</p>
		<p>(c) 原子炉建屋内の放射性物質の存在量分布及び大気中への放出量並びに原子炉建屋内の線源強度の計算 原子炉安全技術グループマネージャは、被ばく評価手法(内規) 及び審査ガイドをインプットとして、原子炉建屋内の放射性物質の存在量分布及び大気中への放出量並びに原子炉建屋内の線源強度の計算に関する方針を定めた。</p>	<p>・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、中央制御室の居住性に係る被ばく評価では、原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばくを評価している。)</p>
		<p>(d) 大気拡散の計算 原子炉安全技術グループマネージャは、発電所で収集している当社が所有する気象データ、運転員の入退域の経路及び評価点の位置をインプットとして、大気拡散の計算に関する方針を定めた。</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>(e) 実効線量の計算 原子炉安全技術グループマネージャは、運転員の交代要員体制並びに評価点の位置及び滞在時間をインプットとして、被ばく経路ごとの実効線量の計算に関する方針を定めた。</p>	<p>・差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>b. 熱除去の評価方針</p> <p>(a) 遮蔽体の評価点の設定</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、配置図をインプットとして、遮蔽体 (鉄筋コンクリート) 中の温度上昇が最も厳しい箇所を評価点と設定するよう方針を定めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>(b) 放射線の入射線量の設定</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、「a. 被ばく評価方針及び放射線の遮蔽評価方針」と同様の計算方法により放射線の入射線量を設定するよう方針を定めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>(c) 遮蔽体の発熱量及び温度上昇の計算</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、「(b) 放射線の入射線量の設定」により設定した放射線の入射線量をインプットとして、遮蔽体の発熱量及び温度上昇を計算するよう方針を定めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>c. 評価に係る解析の実施</p> <p>供給者は、表に取りまとめた解析条件並びに<u>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> が定めた評価方針をインプットとして、被ばく評価並びに放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価に関する解析を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (調達形態の差異)
		<p><u>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、供給者が表に取りまとめた解析条件及び解析について、<u>仕様書</u>に従って実施されているとともに、評価方針を満たしていることを確認した。</p> <p>供給者は、解析条件及び解析結果を取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</p> <p><u>原子炉安全技術グループマネージャ</u>は、供給者が提出した業務報告書を承認した。また、<u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし ・設計プロセスの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>ーム)の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 ・設計プロセスの差異
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、業務報告書をインプットとして、居住性に関する評価について、被ばく評価の評価方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、中央制御室の居住性に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、業務報告書をインプットとして、放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての設計資料に取りまとめた。</u></p>	
		<p><u>(2) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 ・設計プロセスの差異
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、基本設計方針、設備図書及び評価上参考となる公的規格をインプットとして、酸素及び二酸化炭素の許容濃度を設定し、許容濃度を満足することを評価する評価方針を決定した。</u></p>	

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7号機	備考
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、評価方針, 換気設備に関する情報及び運用に関する情報をインプットとして、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を計算し、評価方針を満たしていることを確認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異 設計プロセスの差異 設計プロセスの差異
		<p>10.1.4 設備仕様の確定</p> <p>工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 中央制御室チーム及び放射線管理チーム) は、中央制御室の換気設備及び生体遮蔽装置について「10.1.3 居住性に関する評価」の結果をインプットとして、居住性を確保できる設計であることを確認し、「10.1.2 居住性の確保に関する設備設計」の仕様等を設備仕様として確定した。</p> <p>工認プロジェクト (中央制御室チーム) は、「10.1.1 居住性を確保するための防護措置の決定」,「10.1.2 居住性の確保に関する設備設計」,「10.1.3 居住性に関する評価」及び「10.1.4 設備仕様の確定」の結果をインプットとして、居住性を確保できる設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の居住性に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異 表現上の差異 (アウトプットの明記, 承認プロセスを分けて記載)
		<p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【中央制御室の居住性に関する説明書】【原子炉格納容器の設計条件に関する説明書】【生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書】【放射線管理施設に係る機器 (放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面】【放射線</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異


青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所7号機	備考
		<p>管理施設に係る機器（放射線管理用計測装置を除く。）の系統図【構造図】</p> <p>10.2 緊急時対策所 工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性に関する設計として、以下の「10.2.1」～「10.2.3」に示すとおり実施した。</p> <p>10.2.1 居住性の確保に関する換気設備及び生体遮蔽装置に係る設計 工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、居住性の確保に関する換気設備及び生体遮蔽装置に係る設計について、以下の「(1)」及び「(2)」に示すとおり実施した。</p> <p>(1) 換気設備 工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための換気設備に必要な設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <p>a. 設備仕様に係る設計 工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、基本設計方針、設置変更許可申請書、設置変更許可時の設計資料及び設備図書をインプットとして、5号機原子炉建屋内緊急時対策所換気設備の系統構成を明確にしたうえで、設備の仕様が基本設計方針及びV-1-10-16「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 緊急時対策所」（以下「V-1-10-16」という。）の「3.1 居住性の確保に関する設計」において定めた防護措置及びV-1-10-16の「2.1 設置場所等に関する設計」において設計した結果を満たすことを確認し、アウトプットとして設備仕様、設定根拠、緊急時対策所の居住性に関する設計資料、配置図、系統図及び構造図に取りまとめた。</p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の差異</p> <p>・差異なし</p> <p>・設備構成の差異</p> <p>・設計プロセスの差異</p> <p>・設計プロセスの差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 ■：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 ・設計プロセスの差異 ・設計プロセスの差異 ・設計プロセスの差異 ・設計プロセスの差異
		<p><u>工認プロジェクト (共通パートチーム)</u> は、緊急時対策所の居住性を確保するための換気設備に必要な設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>b. 各機器固有の設計 (a) 耐震評価 <u>工認プロジェクト (耐震チーム及び共通パートチーム)</u> は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>(b) 強度評価 <u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、強度評価を V-1-10-4 の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>(2) 生体遮蔽装置 <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、<u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための生体遮蔽装置に必要な設計を</u>、以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p>a. 設備仕様に係る設計 <u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、様式-2 で抽出した <u>5号機原子炉建屋内緊急時対策所の生体遮蔽装置について</u>、基本設計方針、V-1-10-16 の「3.1 居住性の確保に関する設計」における防護措置をインプットとして、遮蔽設計方針を決定し、その結果をアウトプットとして<u>緊急時対策所の居住性に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記)
		<p><u>設備技術グループマネージャ及び原子炉安全技術グループマネージャ</u>は、<u>設工認に必要な設計を行うための仕様書</u>を作成し、V-1-10-1 の「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく調達管理を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
<p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、<u>設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し</u>、様式-2 で抽出した緊急時対策所の<u>生体遮蔽装置に関する設計の実施</u>を要求した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 		
<p>供給者は、<u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> からの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 		


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>要求を受けて、当社から提出した遮蔽設計方針、設置変更許可申請書、設備図書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、生体遮蔽装置に関する設計を実施し、工認プロジェクト（放射線管理チーム）に遮蔽設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして設備仕様、設定根拠、緊急時対策所の居住性に関する設計資料、配置図及び構造図に取りまとめ、その結果を業務報告書として当社に提出した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（アウトプットの明記）
		<p>工認プロジェクト放射線管理チーム管理者は、工認プロジェクト（放射線管理チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（次の文章でインプットとなるため、ここでは承認とする。）
		<p>工認プロジェクト（中央制御室チーム及び放射線管理チーム）は、遮蔽設計方針、V-1-10-16 の「3.1 居住性の確保に関する設計」における防護措置及び業務報告書をインプットとして、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の生体遮蔽装置に関する設計が遮蔽設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして設備仕様、設定根拠、緊急時対策所の居住性に関する設計資料、配置図及び構造図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・表現上の差異（アウトプットの明記）
		<p>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための生体遮蔽装置に必要な設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（承認プロセスは後段で記載）
		<p>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための生体遮蔽装置に必要な設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>b. 各機器固有の設計 (a) 耐震評価 工認プロジェクト（耐震チーム）は、耐震評価をV-1-10-</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。	
		<p>10.2.2 放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価</p> <p><u>原子炉安全技術グループマネージャ及び工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価を V-1-10-16 の「3.1.3 居住性に関する評価」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>10.2.3 設備仕様の確定</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の換気設備及び生体遮蔽装置について、V-1-10-16 の「3.1 居住性の確保に関する設計」の結果を <u>インプット</u> として、居住性を確保できる設計であることを確認し、「10.2.1 居住性の確保に関する換気設備及び生体遮蔽装置に係る設計」の仕様等を設備仕様として確定した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・記載の適正化
		<p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> は、「10.2.1 居住性の確保に関する換気設備及び生体遮蔽装置に係る設計」、「10.2.2 放射線の遮蔽評価及び熱除去の評価」及び「10.2.3 設備仕様の確定」の結果を <u>インプット</u> として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保できる設計であることを確認し、その結果を <u>アウトプット</u> として <u>緊急時対策所の居住性に関する設計資料</u> に取りまとめた。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u> は、<u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム)</u> が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【緊急時対策所の居住性に関する説明書】【<u>放射線管理施設に係る機器 (放射線管理用計測装置を除く。)</u> の配置を明示した図面】【<u>放射線管理施設に係る機器 (放射線管理用計測装置を除く。)</u> の系統図】【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>11. 中央制御室待避室に関する設計</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チー</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (説明書の記載に合わせた。)


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>ム</u> は、炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出される放射線による運転員の被ばくを低減するために設置する中央制御室待避室に必要な設計を以下のとおり実施した。</p>	
		<p><u>11.1</u> 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト (中央制御室チーム)</u> は、<u>基本設計方針</u>、<u>設置変更許可申請書</u>、<u>設置変更許可時の設計資料及び設備図書をインプットとして</u>、<u>中央制御室待避室の系統構成を明確にしたうえで</u>、<u>設備の仕様が基本設計方針及び「10.1.1 居住性を確保するための防護措置の決定」における防護措置を満たすことを確認し</u>、<u>アウトプットとして設備仕様</u>、<u>設定根拠</u>、<u>配置図</u>、<u>系統図及び構造図に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>設工認</u>に必要な設計を行うための<u>仕様書</u>を作成し、<u>V-1-10-1 の「3.6 設工認における調達管理の方法」</u>に基づく調達管理を実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> は、<u>設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し</u>、<u>様式-2 で抽出した中央制御室待避室に関する設計の実施を要求した。</u></p> <p>供給者は、<u>工認プロジェクト (放射線管理チーム)</u> からの要求を受けて、<u>基本設計方針及び設備図書をインプットとして</u>、<u>炉心の著しい損傷後の運転員の被ばくを低減するために必要な</u>、<u>様式-2 で抽出した中央制御室待避室遮蔽 (常設、可搬型) について設計を実施し</u>、<u>工認プロジェクト (放射線管理チーム) に基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け</u>、<u>アウトプットとして設備仕様</u>、<u>構造図及び配置図に取りまとめ</u>、<u>その結果を業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト (放射線管理チーム) の確認を受けて</u>供給者が提出した業務報告書を承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、換気空調系の設計を自社で、遮蔽の設計を調達で行っている。) ・表現上の差異 ・表現上の差異 ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・設計プロセスの差異 ・記載の適正化 (次の文章でインプットとなるため、ここでは承認とする。)


青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、中央制御室待避室の設備設計の結果及び業務報告書をインプットとして、中央制御室待避室に関する設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして中央制御室の居住性に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットの明記) ・表現上の差異 (承認プロセスは後段で記載)
		<p>工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム) は、炉心の著しい損傷後の運転員の被ばくを低減するために必要な、様式-2 で抽出した中央制御室退避室遮蔽 (常設) 及び (可搬型) について、基本設計方針、設備図書をインプットとして、中央制御室退避室遮蔽 (常設) 及び (可搬型) の仕様等を整理し、アウトプットとして、設備仕様、構造図及び配置図に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (中央制御室チーム及び放射線管理チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設計方針の差異 (柏崎刈羽は「中央制御室差圧計」を「計測制御系統施設」と兼用登録とし、主登録である「計測制御系統施設」にて記載する。) ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (共通パートチーム) は、中央制御室待避室に必要な設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>11.2 各機器固有の設計 11.2.1 耐震評価 工認プロジェクト (耐震チーム, 中央制御室チーム及び放</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (耐震チーム, 中央制御室チーム及び放</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>射線管理チーム) は、耐震評価を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	
		<p>11.2.2 強度評価 工認プロジェクト (原子炉設備チーム, 中央制御室チーム及び放射線管理チーム) は、強度評価を V-1-10-4 の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【中央制御室の居住性に関する説明書】【放射線管理施設に係る機器 (放射線管理用計測装置を除く。)の配置を明示した図面】【放射線管理施設に係る機器 (放射線管理用計測装置を除く。)の系統図】【構造図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異
		—	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		—	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		—	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		—	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p>12. <u>原子力発電所内の線量当量率に関する設計</u></p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、基本設計方針をインプットとして、様式-2 で抽出した高圧代替注水系の追設による通常運転時の線量レベル区分図の変更について、原子力発電所内の線量当量率に関する設計を以下に示すとおり実施した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト (放射線管理チーム) は、原子力発電所内の線量当量率について、既工認をインプットとして、遮蔽</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 (高圧代替注水系の設置に伴い従来の線量区分から一部変更があるため。) ・設備構成の差異 (高圧代替注水系の設置に伴い従来の

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
 : 前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>の設計の基準とする線量当量率を定め、遮蔽設計上の基準線量当量率として表にまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、原子力発電所内の線量当量率について、既工認及び設備図書をインプットとして、区域区分に関する図に取りまとめた。また、この図が遮蔽設計上の基準線量当量率の表を満たすことを確認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（放射線管理チーム）は、これらの結果をアウトプットとして人が常時勤務し、又は頻繁に出入りする原子力発電所内の場所における線量当量率に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>放射線管理グループマネージャは、工認プロジェクト（放射線管理チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>線量区分から一部変更があるため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（高圧代替注水系の設置に伴い従来の線量区分から一部変更があるため。） ・設備構成の差異（高圧代替注水系の設置に伴い従来の線量区分から一部変更があるため。） ・設備構成の差異（高圧代替注水系の設置に伴い従来の線量区分から一部変更があるため。）
		<p><u>【人が常時勤務し、又は頻繁に出入りする原子力発電所内の場所における線量当量率に関する説明書】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（高圧代替注水系の設置に伴い従来の線量区分から一部変更があるため。）
		<p>13. <u>設備共用の設計</u></p> <p>13.1 <u>換気設備，生体遮蔽装置</u></p> <p>13.1.1 <u>換気設備</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、換気設備の「悪影響防止等」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は「放射線管理施設」として号機間共用する設備を有している。）
		<p>13.1.2 <u>生体遮蔽装置</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、生体遮蔽装置の「悪影響防止等」の設計について、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」が適用できることを確認し、V-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.2 悪影響防止等」により設計を実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は「放射線管理施設」として号機間共用する設備を有している。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所


玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、V-1-10-1 の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計 1)」及びV-1-10-1 の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計 (設計 2)」に基づき作成した設計資料について、<u>これがV-1-10-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で与えられた要求事項を満たしていることの検証を</u>、原設計者以外の者を実施させ、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p><u>工認プロジェクト (計測制御チーム、放射線管理チーム、原子炉設備チーム、中操チーム及び品質保証チーム)</u> は、V-1-10-1 の「3.3.3(4) 設工認申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針 (設計 1) 及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果 (設計 2) <u>並びに工事の方法を設工認として整理することにより、設工認申請書案を作成した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャ</u>は、V-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」に基づき、<u>工認プロジェクト (計測制御チーム、放射線管理チーム、原子炉設備チーム、中操チーム及び品質保証チーム) が作成した設工認申請書案について、本社及び発電所の関係箇所のチェックを受けた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p><u>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャ</u>は、V-1-10-1 の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及びV-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」<u>が終了した設工認申請書案について、V-1-10-1 の「3.3.3(5) 設工認申請書の承認」に基づき、原子力発電保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得た。原子力発電保安運営委員会での審議、確認が終了した後、原子力発電保安委員会に付議し、審議及び確認を得た。</u> <u>また、原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た設工認申請書案について、原子力設備管理部長の承認を得た。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・会議体及び手続きの差異
		<p>工事を主管する<u>箇所の長</u>は、V-1-10-1 の「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施 (設計 3)」に基づき、<u>設工認を実現するための具体的な設計を実施し、レビューし、承認するとともに、決定した具体的な設計結果を様式-8 の</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・表現上の差異 (設計 3 をレビュー・承認することを明確に

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。</p>	<p>記載した。)</p>
		<p>工事を主管する箇所の長は、V-1-10-1 の「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に基づき、設工認の対象となる設備の工事を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>工事を主管する箇所の長は、使用前事業者検査の計画検討時に追加工事が必要となった場合、V-1-10-1 の「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>調達に当たっては、V-1-10-1 の「3.6.3(1) 仕様書の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「仕様書」へ明記し、供給者との情報伝達を確実にを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>工事を主管する箇所の長は、V-1-10-1 の「3.5.2 使用前事業者検査の計画」に基づき、設工認の適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するための使用前事業者検査を計画する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>工事を主管する箇所の長は、使用前事業者検査の計画に当たって、V-1-10-1 の「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・プロセスの差異（柏崎刈羽は、本段階ではレビュー、承認を行わない。）
<p>検査の取りまとめを主管する箇所の長は、使用前事業者検査を実施するための全体工程をV-1-10-1 の「3.5.3 検査計画の管理」に基づき管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 		
<p>検査を担当する箇所の長は、V-1-10-1 の「3.5.2(1) 使用前事業者検査の方法の決定」で計画した使用前事業者検査を実施するため、V-1-10-1 の「3.5.5(4) 使用前事業者検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 		

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所 3 号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機	備考
		<p>査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、品質管理担当の審査を経て、検査実施責任者がこれを承認し、該当する主任技術者が確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>検査目的</u>」, 「<u>検査対象範囲</u>」, 「<u>検査項目</u>」, 「<u>検査方法</u>」, 「<u>判定基準</u>」, 「<u>検査体制</u>」, 「<u>検査工程</u>」, 「<u>不適合管理</u>」, 「<u>検査手順</u>」, 「<u>検査用計器</u>」, 「<u>検査助勢を請負企業等へ依頼する場合は当該企業の管理に関する事項</u>」, 「<u>検査の記録の管理に関する事項</u>」及び「<u>検査成績書 (様式)</u>」 <p>工事を主管する<u>箇所</u>の長又は検査を担当する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ</u>」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査対象設備を識別する。</p> <p>検査を担当する<u>箇所</u>の長は、V-1-10-1 の「<u>3.5.5(3) 使用前事業者</u>検査の体制」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査の体制を構成する。</p> <p>検査員は、V-1-10-1 の「<u>3.5.5 使用前事業者</u>検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で<u>使用前事業者</u>検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。</p> <p>報告を受けた検査実施責任者は、検査プロセスが検査要領書に基づき適切に実施されたこと、及び検査結果が判定基準に適合していることを確認し、<u>主任技術者の確認を得た後</u>、検査を担当する<u>箇所</u>の長に<u>検査完了の報告を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査要領書で明確にする項目の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・検査プロセスの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所 7 号機との差異
：前回提出時からの変更箇所